

高山市手数料条例の一部を改正する条例の概要について

1. 建築基準法、都市計画法、長期優良住宅の普及の促進に関する法律に係る手数料の額の見直し

(1) 建築基準法に係る証明書交付手数料 ((40)の部) (単位：円)

種 類	改正前	改正後
法の規定に基づいてなされた許可、承認、認可、指定、確認、検査、申請又は届出に関する証明書の交付	300	400

(2) 都市計画法に係る証明書交付手数料 ((40)の4の部) (単位：円)

種 類	改正前	改正後
法の規定により既になされた許可、確認又は検査を受けた旨の証明書の交付	350	400
開発行為等に適合している旨の証明書の交付	350	400

(3) 新築住宅に係る長期優良住宅建築等計画認定手数料 ((40)の5の部) (単位：円)

戸数		改正前		改正後	
		確認書等(*)を添付する場合	その他の場合 (確認書等添付なし)	確認書等を添付する場合	その他の場合 (確認書等添付なし)
一戸建て住宅		14,000	50,000	15,000	変更なし
一戸建て住宅以外の住宅	5戸以下	24,000	110,000	25,000	114,000
	6戸以上 10戸以下	38,000	172,000	40,000	181,000
	11戸以上 25戸以下	62,000	334,000	66,000	355,000
	26戸以上 50戸以下	98,000	594,000	105,000	634,000
	51戸以上 100戸以下	148,000	1,017,000	159,000	1,088,000
	101戸以上 200戸以下	250,000	1,876,000	268,000	2,012,000
	201戸以上 300戸以下	316,000	2,678,000	339,000	2,874,000
301戸以上	358,000	3,279,000	384,000	3,520,000	

※変更認定手数料は、上記金額の1/2の額

\*確認書等：住宅の品質確保の促進等に関する法律に基づき登録住宅性能評価機関が交付する  
確認書若しくは住宅性能評価書又はこれらの写し

(4) 既存住宅の増改築に係る長期優良住宅建築等計画認定手数料及び維持保全に係る長期優良住宅維持保全計画認定手数料 ((40)の5の2、(40)の5の3の部) (単位：円)

戸数		改正前		改正後	
		確認書等を添付する場合	その他の場合 (確認書等添付なし)	確認書等を添付する場合	その他の場合 (確認書等添付なし)
一戸建て住宅		20,000	72,000	21,000	73,000
二戸建て住宅以外の住宅	5戸以下	35,000	162,000	37,000	169,000
	6戸以上 10戸以下	56,000	255,000	59,000	270,000
	11戸以上 25戸以下	92,000	499,000	98,000	531,000
	26戸以上 50戸以下	146,000	888,000	156,000	950,000
	51戸以上 100戸以下	221,000	1,522,000	237,000	1,632,000
	101戸以上 200戸以下	374,000	2,811,000	401,000	3,017,000
	201戸以上 300戸以下	472,000	4,013,000	507,000	4,310,000
	301戸以上	536,000	4,915,000	575,000	5,280,000

※変更認定手数料は、上記金額の1/2の額

2. 施行期日

令和8年4月1日